

第74回東京都社会福祉審議会会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和8年3月25日（水）午後4時30分から

2 開催場所 第一本庁舎33階北側 特別会議室N6

3 出席者 【委員】

平岡委員長、栃本副委員長、青木（英）委員、青木（克）委員、秋山委員、井上委員、小口委員、河村委員、銀川委員、久保委員、小林（隆）委員、小林（富）委員、駒村委員、高野委員、筒井委員、鳥田委員、畑中委員、浜中委員、原委員、松岡委員、三沢委員、室田委員、森川委員、山田委員、楊委員、和気委員、多賀臨時委員、高橋臨時委員、高山臨時委員、原田臨時委員、檜山臨時委員、前田臨時委員

（以上32名）

【都側出席者】

高崎福祉局長、柳橋企画部長、石塚政策推進担当部長、吉川企画政策課長、霜越政策推進担当課長

4 会議次第

1 開会

2 審議事項

（1）意見具申「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方」（案）について

（2）その他

3 閉会

○霜越政策推進担当課長 恐れ入ります。そうしましたら、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本審議会の事務局を担当いたします福祉局企画部政策推進担当課長の霜越でございます。

よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局より何点かご連絡をさせていただきます。

まず、会議資料ですが、資料の１、社会福祉審議会委員名簿、幹事・書記名簿、それから資料の２、会議の公開の基準について、資料の３、意見具申（案）となります。意見具申（案）につきましては、概要版と要約版とを併せておつけしてございます。また、参考資料といたしまして、前回の検討分科会でもお示ししております第３回検討分科会後の意見具申に向けた起草作業の工程もおつけをしてございます。資料につきましては、以上となります。ご確認をお願いいたします。

続きまして、昨年３月に開催した前回の総会以降に委員に変更がありましたので、新しく就任した委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。

小林隆猛委員でございます。小林委員、本日はオンラインにてご出席をいただいております。

続きまして、都議の皆様になりますが、青木英太委員でございます。

○青木（英）委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○霜越政策推進担当課長 久保りか委員でございます。

○久保委員 よろしくお願いいたします。

○霜越政策推進担当課長 高野たかひろ委員でございます。

○高野委員 よろしくお願ひします。

○霜越政策推進担当課長 松岡あつし委員でございます。

○松岡委員 よろしくお願ひします。

○霜越政策推進担当課長 以上となります。

次に、委員の出欠状況でございます。資料１の委員名簿をご覧ください。

本審議会の委員総数は３４名でございます。このうち、本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは、平川委員、小林良二臨時委員でございます。本日の出席委員は３２名でございます。定足数に達していることをご報告させていただきます。

また、紹介は省略させていただきますが、幹事、書記として都の職員が出席をしております。本日は福祉局長の高崎も出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、オンライン会議システムについてですけれども、本日の会議はＴｅａｍｓを利用いたしましてオンライン形式でご参加されている委員の皆様もいらっしゃいますので、オンライン参加の皆様は、適宜、発言の際は挙手をいただくなどよろしくお願いいたします。

また、最後に、当委員会は事務局の記録作業のために録画させていただいておりますので、ご承知おきくださいますようよろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてご説明をさせていただきます。本審議会は公開となっております。本日はオンラインにて傍聴の方がいらっしゃいますので、その旨お知らせいたします。また、審議会の議事録は、後日、東京都のホームページに掲載いたしまして、インターネットを通じて公開いたしますことを申し添えます。

連絡事項は以上でございます。

それでは、平岡委員長、よろしくお願いいたします。

○平岡委員長　ありがとうございました。

ただいまから、第74回東京都社会福祉審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

前回の総会では、今期における検討のテーマを「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方」と設定させていただきました。それ以降の検討の経過でございますが、資料の4、意見具申（案）の69ページをご覧ください。

昨年5月に、具体的に議論を進めるために検討分科会を設置いたしまして、7月には意見具申（案）を作成するために起草委員会を設置いたしました。精力的にご議論を重ねていただき、今回、資料3のとおり意見具申（案）を取りまとめていただきました。栃本分科会長、和気副分科会長をはじめ、これまでの委員の皆様のご苦勞に対しまして、改めてお礼を申し上げます。

本日の進め方でございますが、2月10日に開催した拡大分科会におきまして、意見具申（案）に対し何点かご意見をいただきました。その際、修正については、栃本分科会長と私にお預けいただくこととなっております。その後、内容を調整したものが、本日お配りした案でございます。

本日、この案についてご審議をいただいて最終的な取りまとめを行い、小池知事に宛てた意見具申を高崎福祉局長にお渡しをするという手順で進めさせていただきたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

既に様々ご議論いただいたものでもありますので、本日は1時間程度で終わられればとも考えております。

それでは、この意見具申（案）を取りまとめていただきました栃本分科会長から総括的なご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栃本副委員長 栃本でございます。

先ほど平岡委員長からお話しいただきましたように、昨年５月に具体的な検討を行うための検討分科会を設置いたしまして、その中に起草委員会を設けました。この間、検討分科会を４回、起草委員会を４回開催し、今期の審議テーマ「人生１００年時代における東京の福祉施策のあり方」について、意見の取りまとめに向けた議論を行ってまいりました。

前回の第４回の検討分科会でもお話しさせていただきましたが、第３回の検討分科会での意見具申の論点が整備された後、文章化に向け、一部の起草委員へ専門分野に沿って執筆を依頼しました。

また、事務局とはこれまでの間、長時間にわたる打合せを何度も重ねまして、意見具申の内容を検討、修正してまいりました。詳細は資料３に書いてありますけど、少し資料３をちょっと見ていただきたいと思います。

今、申し上げましたように、１０月３１日に第３回の検討分科会（拡大）を行いまして、意見具申に向けた論点の整理、そして１１月２１日、これは起草委員会のほうですね、これは第３回となりますけれど、今、申し上げた１０月３１日の拡大検討分科会において起草委員以外の委員から意見をいただくことを開催の趣旨とするとの検討分科会長の発言を踏まえまして、頂戴した検討分科会の議論を吟味するとともに、骨格案について議論するという、これが１１月２１日の一つの柱。

それと、次回の起草委員会は、起草を行う７名の委員及び分科会長、事務局（担当部長、担当課長、課長代理、主任）により作業を行うこととすることを指示するとともに、その作業のため各委員に具体的な作業を依頼することも併せてご説明しました。これが１１月２１日の第３回目の起草委員会でございます。

１１月２８日には、いよいよ骨子案の文章化ということで、黒ボツが二つついておりますけれど、１１月の意見具申（案）の本文について骨子の文章化に当たり、分科会長から、私のほうから１１月２１日で指名しました７名の起草委員に対し、それぞれの臨時委員としての専門分野に沿って執筆を依頼いたしました。７名の委員が作業に着手したということでございます。１１月２８日。

また、もう一つは、分科会長と事務局で従来の議論を改めて総点検するとともに、文章化の作業を開始いたしました。分科会長は年末年始にそれらを完成させ、吟味を行うということにいたしました。

これにより、７名の起草委員は作業に着手し、分科会長・事務局と７人の起草委員の両

方の作業を並行して進めるということに相なりました。

ついで、12月6日から22日にかけて、先ほど締切りと書いてありましたが、7名から拝受した依頼項目及び追加された起草案書を踏まえ、12月より開始した意見具申草案に組み入れる作業を1月14日前まで行おうと。それを踏まえ、1月14日開催の起草委員会で、7名の起草委員と分科会長、事務局で内容の確認及びディスカッションを行うことといたしました。

さっき申し上げた起草委員会第4回ですね、1月14日、ここで意見具申の作成、内容確認、取組内容、記載方法について議論し、15日から2月6日までに意見を踏まえて意見具申（案）を更新し、私より全体調整作業を行わせていただきました。

最終の拡大分科会、検討分科会、2月10日に意見具申（案）の説明と審議を行ったというのが今日に至る起草作業の工程でございます。

そこに付記しておりますように、11月以降、分科会長と事務局は対面による会議を6回開催し、各回約6時間にわたり検討作業や修正を含む協議を行うとともに、その6回以外、それ以外にも随時オンラインでの打合せも実施したところでございます。

検討分科会及び起草委員会では、毎回非常に熱の込めた活発な議論が交わされたと感じております。2月10日の第4回の拡大検討分科会においても、意見具申（案）について委員の皆様からご意見をいただきましたので、平岡委員長、私とで調整させていただきました。

本日、今申し上げたように、最終的な案としてお示しさせていただいております。

ご意見を受けまして、一部片仮名の単語などについては意味が分かるよう本文中に付記したこと、また文章が長く続く箇所については小見出しを設けるなどの工夫をしました。

また、本来、本意見具申は東京都知事に対して具申するものでございます。ただ、意見具申をコンパクトに分かりやすくといったご意見もあったことから、先ほど申し上げたような、委員長からもお話がありましたし事務局からも説明しましたように、概要版、要約版を作成いたしました。

前回の検討分科会でも、先ほどお話しさせていただきましたように、意見具申については全体のご説明をしたところですが、前回ご欠席された方、また今回初めて意見具申をご覧になる方もおられますので、改めて意見具申の概要について説明させていただければと思います。

先ほど、委員長から今日のスケジュールは4時半から1時間ということですので、この

要約版を基にご説明をさせていただきます。適宜、お配りしております目次をご参照ください。

一番最初の部分ですけれども、まず1ページ目の「はじめに」になります。こちらは、今期の審議テーマの設定の背景となる部分になります。

今期の審議会では、2040～50年代にかけて日本の高齢化率が約4割に達するという予測の中、多様な課題が顕在化、先鋭化しやすい一方で、新たな取組を行う力を備えているという東京の特性を踏まえ、高齢者をはじめとする誰もが主体的に活躍できる新たな社会をめざして、都が様々な課題の解決に先行的に取り組むべきであるという視座に立ち、「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方」を意見具申のテーマとし、議論を行ってまいりました。

続きまして、時計文字の、この要約版の1ページ目の二つ目ですけれども、前期意見具申後の都の取組でございます。こちらは福祉分野や都庁全体の計画、施策展開について説明しております。

時計文字の人口構造と社会構造の変化ですが、こちらは意見具申の検討の前提となる今後の人口構造や社会構造等の統計データを記載しております。また、高齢期の就労や学び、孤独・孤立対策など、主に意見具申と関係の深いテーマについて、国の近年の動向や方針等を記載しております。

1ページ目のところで人口推移・高齢化、高齢者の健康、そして2ページ目のほうに、高齢者の就労、孤独・孤立、世代間交流、東京都の特異性ということが書いてあります。時間の関係で読み上げませんけれど、今申し上げたようなことで、このようなことについて詳細に検討いたしました。

近年の国の動向ですが、例えば地方創生 2.0、2040年に向けたサービス提供体制のあり方、取りまとめ、また、財政審や経済財政諮問会議などで議論をされ、また方針を示されているものがありますので、それらを踏まえて、近年の国の動向、この2ページのところには、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)まで書いておりますけれども、これについては単に国の動向を示すだけではなくて、それと東京都として、つまり国政府ではなくて地方政府たる東京都がそれらの国の基本的な考え方に対して具体的にどういうふうに展開するのかということを含めて、前振りですけれども説明している、ないしは言及しているというものでございます。

先ほど申し上げました3ページ目ですね、3ページ目のところで時計文字の4ですけれ

ど、「人生１００年時代における東京の福祉施策のあり方」についてですが、こちらは全体の議論の中心部分となっており、３節で構成しております。

まずは、本編に入る前に、人生１００年時代というものは高齢期が単に延びたということ、延伸したということを述べているのではなく、より積極的に若年期から長い人生をどのように歩むのかを考え、誰もがどのような状態や環境に置かれても心豊かに暮らすことができる社会こそが人生１００年時代であるとの考えの下、検討いたしました。

単に高齢期が延びたというものを指すのではなくて、それぞれの時期において、自分たちが人生をどのように歩むのかと考える、誰もがどのような状態や環境に置かれたとしても心豊かに暮らすことができる社会というものを考えるという意味で、人生１００年時代という名前になっております。その上で検討を行ったということです。

３ページの下段、第１節、人生１００年時代において、誰もが活躍し続けるためには、身近な地域において人とのつながりや安心して暮らせる居場所、一人一人が輝ける舞台を確保することが不可欠であるため、東京の多様性と流動性という特異性を踏まえて、地域における多様な交流や活動の機会を創出する施策について述べております。

１枚めくっていただきまして、地域を創る様々な主体のつながり、イ、地域における様々な主体、アとイですね、東京に多く存在する企業、教育機関、医療機関など、多様な主体と連携することでつながりを育んでいくための仕組みづくりなどについて詳細に記載しております。

例えば、最近ではよく議論されることがありますけれど、住みやすい地域社会の実現には企業や商店の力を効果的に活用する「商助」の考え方を推進すること、高齢者の持続的な地域参画にはかかりつけ医と連携して専門的視点から本人に適した社会参加を結びつける仕組みが有効であることを言及しました。

１枚おめくりいただきまして、ウの部分です。地域社会を支えるプログラムの再構築では、高齢者の就労や地域貢献など多様化するニーズに対応するためには、地域で実施されているプログラムや、その実施を担う団体の活動等が継続的で安定的なものであることが重要であり、また社会環境や価値観の変化に応じて、適時見直しが行われることが必要であることを記載しております。

続きまして、５ページ目、（２）の地域における居場所づくりについてです。

こちらは地縁・血縁のつながりが弱く、共通の価値観等の選択縁でつながる東京の特異性を踏まえて、リアル、デジタル上のコミュニティづくりや居場所づくりが求められてい

ることを言及しております。

また、イの地域を支える人材としての高齢者活躍促進では、定年を迎えるとぽっかりと穴が空いたような状態になることがしばしばあるといった問題提起から、定年後も高齢者自らキャリア、暮らし方をデザインし、地域で円滑に役割を果たせるよう支援することが重要であることを指摘しております。今日は述べませんが、かなり詳細に、具体的に政策集というような形で詳細に論じております。また、ご提案をしております。デジタル技術を活用して、地域のニーズと高齢者の希望や能力を結びつけるマッチング機能の強化についても言及し、詳細に述べております。

続きまして、6ページに移りまして、ウでは、困難を抱える人々を支える仕組みと排除しない地域社会の構築というのが34ページからで、排除しない地域社会の構築では、障害者や認知症のある方、生活困窮者、ケアラーなど、多様な困難を抱える人々が将来への希望を持ち、地域で安心して生活し、社会参加できるようケアリングコミュニティの実現に向けた取組の推進が必要であり、教育を通じて、若年期から包摂や多様化の理解を促進することは、排除しない社会構築のための知的共通基盤になるといったことについて述べております。

今回の意見具申では、この知的共通基盤ということも強く打ち出しております。なお、ここでは詳細には触れませんが、本文には書いておりますけれど、今般、法律が改正され新たなスキームが生まれましたけど、困難を抱えた女性、そういう方々に対する施設がすごく多いのが東京です。また、東京都の職員の方々は、今回の法律改正に対して実に積極的に対応されている。東京都は施設の多さと今般の改正への積極的な対応という二つの意味で施策を進めるという非常に重要な地方政府でして、これが今後うまく展開していくためには、地域でどういう形で受け止めていくかということが正念場ということになると思うんですね。そういうことについても言及しております。ここではあまり説明しませんが、そういうこともお読みいただければというふうに思います。

続きまして、6ページの中段です。

第2節では、世代間関係に着目して検討を行いました。社会的なつながりの希薄化や労働力不足、介護人材不足など多様な課題が深刻化するといわれます。本当にそうなるのかということと、そうならないためにどうするかです。

地域や社会の持続可能性を高めるためには、従来の高齢者像を改め、支える・支えられるという垣根を越えて相互ケアの仕組みを構築すること、また高齢者が有する知見や経験

などを社会に還元できる仕組みの整備が重要であるという考えの下、検討を行いました。

高齢者に限らないということではあるんですけど、やはり金融資産のみならず、文化資産・資本とか社会関係資本というものをどういうふうに蓄積して、ただ蓄積するだけでは駄目ですので、それが動かないと、またそれが投資に向かわないといけないので、したがって今までは金融資本のことばかり言われていましたけど、やはり障害者であれ、高齢者であれ、社会関係資本とか文化資本というのは非常に重要です。そういう観点から、ここでは、本文では論じているということになります。

まず、(1)の多世代交流・世代間理解による連携では、高齢者は社会的に脆弱な存在とみなされることが多い、こうしたイメージによる年齢に基づく差別・偏見を意味するエイジズムを払拭するためには、若者が高齢者と対等に語り合い、理解を深める必要があること、また、世代別に設けられた老人クラブや子供食堂などの施設を統合・再編し、世代を超えて交流できる拠点とすることなどについて言及しました。

なお、ここで老人クラブということを上申しましたが、本文では、老人福祉法ができたときにつけられた名前が老人クラブです。それがいまだに変わっていないということですね。本文の中では、国政府に対して地方政府はこういうことについて明確に言うべきであると、ないしそれが難しいのであれば、旧労働省が職業安定所の部分で、名称として、愛称としてハローワークということで、本来は、私は役人もしておりましたのであれですけど、老人福祉法ができたときの名称が今日まで続いていて、それについて違和感を持っていないとしたらおかしい話です。これから高齢者がそんな名称のクラブに入りますか？すこしは当事者がどう思うかを学者は考えていただきたい。意見具申では東京都に対して地方政府はそういうことについてもっと言うべきではないかと。

ちなみに、冒頭で、この意見具申の中では、国政府と地方政府との関係、また地方自治法における附属機関としての審議会というものの本来の在り方について、かなり細かく言及させていただいています。というので、社会福祉法は共通的・基盤的、共通的事項を定める法律でして、細かなことについては地方政府が本来やるべきなので、細かいことはしないということになっていますので、ただ、それが地方政府がそれを具体的に組み立てているかどうかと言えば必ずしもそうではないというので、今回のテーマは「人生100年時代における東京都の福祉施策のあり方」ですので、そういうことについて詳細に述べたということになります。

ちょっともう一回戻りまして、世代間のことのところでちょっと横にそれましたが、ま

たここでは7ページ、多世代共創社会の形成では、異なる世代がお互いの強みを生かし、多世代共創社会を形成することが不可欠である点について指摘しております。

続きまして、共に支え合うケアのあり方では、さきに述べた多世代共創社会の実現には高齢者が次世代や社会のために貢献しようとする姿勢、いろいろな意味づけがありますけれど、いわゆるジェネラティビティが重要であること、また高齢者による知識や経験の伝承は若者の学びとなるだけではなく、高齢者自身の自己効力感や生活機能の維持にもつながるといった点などについても言及しております。もちろん高齢者と若者たちがこういうような関係を築くことによって、高齢者が若者たちから学ぶと、双方向で学ぶということを述べております。

また、7ページ下のイでは、今後、いわゆるエッセンシャルワーカーの不足が一層深刻化することが見込まれる中、対人支援が不可欠な領域は引き続き人が担う一方で、生成AI、デジタル技術を積極的に取り入れていくこと、すなわちドイツでよく言われることですが、いわゆるヒトですね、ヒトとデジタル技術、AIやDXを組み合わせたハイブリッド化の仕組みや、多様な人々が福祉領域に関わる仕組みを整えることで、ヒトとヒトとのハイブリッド化などについて指摘しております。

地域全体が病院として機能を有する体制を構築するため、東京でリンクワーカーを導入して、全国にモデルとして示していくことなどについても言及しております。

また、8ページでございますが、中段、家族や家庭の支援が脆弱になった場合のセーフティネットでは、孤独・孤立の問題は高齢者に限らず現役世代にも広がってきており、早期のサポートが不可欠であるとの認識に立って、オンライン交流でのコミュニティ形成や単身者が社会と接点を持ちやすい場の創出などについて述べております。

また、単身化が進むと、家族によるサポートを前提としない社会が到来します。そのようななか、医療機関で入院時に身元保証人がいない場合の対応であるとか、財産管理の対応が現行では非常に不利益を被るなど、生活上のリスクも高まるため、高齢者の財産管理、資産の保全のためのサポートが重要であるとの指摘を行っております。先ほど申し上げましたように、具体的なことはかなり細かく意見具申の本文に記載しております。

また、多様化する孤独・孤立への対策について、起草委員からの提案を巻末の「付属文書」として示しております。

続きまして、9ページです。

概要の9ページですが、第3節では、各ライフステージに着目して検討を行いました。

人生100年時代とは単に高齢期が延びるのではなく、若年・壮年期のそれぞれのライフステージが長くなるというものであるため、あらゆるライフステージでこれからどう生きるかを考えることがある意味求められています。そのためには、全ての人がライフステージを通じて自分らしい生き方を描き、その時々ウェルビーイングを最大化できるよう、切れ目なく支援する施策について述べております。

まず、若年期・壮年期の支援についてですが、若年期は年齢を重ねることを前向きに捉える意識を育んだり、様々なキャリア形成の可能性を捉えて将来を展望することが重要であるということに言及しております。

壮年期はその後やってくる定年を定年になった時に考える区切りとせず、定年前から多様な働き方や学び直しの機会を通じて、ライフスタイルを柔軟に選択できる仕組みを具体的に提起しております。これらについては後ほども述べますが、その領域について大変見識を持たれているかたを臨時委員としてご就任いただいておりますので、その方に起草をしていただきました。

続いて、プレシニア期への支援では、高齢者が地域を支える人材として活躍できるよう、個々の能力や経験に応じた就労支援や高齢者の学び直しを権利として位置づけ、大学などの学び直しの機会となる場所・機関への支援、そして地域やデジタルを活用したフレイル予防について言及しております。

ここで権利として位置づけと書いておりますけれど、ご案内のように障害者の権利条約、そして児童権利条約という二つはもう既に条約という形になっていますよね。去年、ようやく国連の人権理事会で決議が行われて、いよいよ今までの人権委員会マターではなくて、条約レベルのほうに移行するということですから、いずれ高齢者権利条約というものが出されます。今回の意見具申はそれらを踏まえて、それを先取りする形で具体的な提案を行っております。

続きまして、10ページの後期高齢者への支援です。

10ページの後期高齢者への支援ですが、人や機械の外的支援により、身体機能や認知機能が低下してもウェルビーイングを維持していくことが重要であるということを指摘しております。

そして、その11ページ中段のところでは、一つ一つ説明したいんですけども、時間の関係で、1時間以内ということですので、私が説明するのは15分程度ということになりますので、次ページの下の辺りからは後期高齢期への支援ということですね。

それで、次のスマートコミュニティとかスマートハウスなどについても言及しておりますし、次の11ページのところでは、超高齢期への支援では、認知症は脳機能が低下しても本人の感情は残るといった知見のこと、あと、いわゆる wisdom というものは引き続き向上するというので、そういった新しい脳機能のエイジングに関する知見というものをきちっと取り入れるために、臨時委員に着任していただいた方を中心にいろいろ議論を行いました。

その上で、本人の意思が最大限尊重される支援を行うこと、また人生の最終期における看取りを地域社会の中で実現し、人と人とのつながりの中で死を迎えられる地域づくりを進めていくことが重要であるということを指摘しております。

国でも新しい認知症に関する見方ということで言われているわけですが、具体的には、当事者が参加するとか、そういう部分までは言われているんですけど、はっきり言えば底どまりであって、それ以上のものは、新しい脳機能の知見を打ち出すということには行われていません。今回の意見具申では、それをきちっと前進させるということをきちんと書いてあります。そのための専門家を臨時委員に着任していただいて作業したと、というところは非常に新しい。

あと、成年後見関係も非常に詳細に課題、これもあまり従来厚生労働省は十分、私も確認したことがあるんですけど、成年後見制度のいろいろな課題、それをリサーチということをして十分しているかといえは行われていないということがあるんですけど、それらについて知見がある方にもご参集いただきまして、具体的に、もちろんご承知のように民法の成年後見に関する検討が今行われていますけれど、それらに向けていい効果が現れるようなことを期待して、詳細に記述させていただいております。

そして最後に、12ページの「おわりに」として、本意見具申をすることの意義について言及しているということですね。

施策に関する具体的な具申をするというのが今回の意見具申の中心ですので、かなり細かいことを述べています。またすでに述べましたように、社会福祉法が共通的・基本的事項を定めるということですから、具体的な話は地方政府が非常に力を込めなきゃいけないものなんですけど、なかなかそれは行われていないという現実があります。そこに踏み込んだのが今回の意見具申の真骨頂です。それらを今回の意見具申では徹底してといいますか、述べさせていただいています。そして地方政府がやりやすいように配慮したうえで、具体的な提案をしているということです。

また、イメージが湧かないというか、具体的にどうなのといったものについては、先ほどお話ししましたように、一番最後のところで「付属文書」というものをつけておりますので、それなどをご覧いただければと思います。

国は、例えば消費者庁というのがあるわけですが、都道府県では今のところそれに該当するものはないですね。センターとか、そういうのはありますけど。いずれどういう時代が来るのかということを想定して、それらについての具体的な提案を行っているということでございます。

時間を大分使ってしまいましたけど、それでも概要の部分なんですけれど、ご説明いたしました。詳しくは、お時間のあるときに、今日提示するのは、本文70ページほどの意見具申というものを提示するわけなんですけれど、ご覧いただきたいということでもあります。

以上、この要約を基にご説明をさせていただきました。

○平岡委員長　ありがとうございました。

それでは、この意見具申（案）につきまして、もし委員の皆様方でご意見がございましたらお伺いしたいと思います。発言される方は挙手をお願いいたします。また、オンラインでご参加の委員の方は挙手ボタンをお願いいたします。高野委員、どうぞ。

○高野委員　東京都議会議員の高野たかひろと申します。

意見具申の取りまとめ、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございます。

今回のテーマは、「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方」ということで、非常によくできているなと思いました。

そんな中、今回、この概要をちょっと拝見させてもらった中で、障害福祉政策に関してはなかなか書いていなかったなと思ったのですよね。障害福祉、障害者ですね。障害者福祉に対して。障害児、障害者に関して単語を探したら2個しかなかった、関連しているものは。それ以外のところは、やっぱり高齢福祉、高齢者福祉に関して特化しているというのが、というのも、テーマは人生100年時代で延びているから、そこをすごく重点視しているのかな、なんて感じたんですけども、やっぱり人生100年時代になったということは、障害児、障害者の方々も人生が長くなっている中で、そんな中での施策に反映できるようなものもあつたらいいなと思ったのが一都民としての意見でございます。

○栃本副委員長　ありがとうございます。

それにつきましては、困難を抱えた方々へという部分がありますね。そして、それを包

摂するような形でのシステムづくりというところに、障害児とか障害者とは書いていませんけれど、実は困難を抱えた人というのは当然のことながら障害児であるとか、障害者、またさっきお話ししましたけど生活困窮もそうですし、そういうことで実は含まれて書いております。

○高野委員 インクルードされて書かれているという認識ですか。

○栃本副委員長 特に、細かくその部分だけやりますと、要するにカテゴライズして説明するということになってしまい従来と同じことになるのです。困難を抱えたという枠で考えることが大切です。

あと、お読みいただきありがとうございます。その上で、例えば受刑、要するに出てきた方々に対する支援ですよね。そういうことを今まで書かれたものはないです。あと、そういう人たちに対する支援というものは、どういう形で支援を担う人たちがどのような属性であるとか、人間に対する想像力というのを持っているかというのは非常に重要な部分になりますよね。

それなしに幾ら支援する人を用意したとしても、全然適切な支援にならないということがあると思うんですね。つまり、援助する人たちの今までの在来の感じで支援していたら、全然具体的な支援になりにくいということがありますので、それらを含めて、今日は時間の関係で細かく説明できないのですが、書いております。

そういう意味では、障害をもたれた「者」として、「児」としてという言い方はしていませんけど、困難を抱えた人たちは年齢に限らず様々な形でいると。その人たちを具体的にどうするか、ないしは今は困難を抱えていないけど、可能性として困難を抱えるということは誰にでもあるわけですので、そういった社会に対して排除するのではなくインクルードしていく、そういう形のためにどうしたらいいかということを書いたということです。ただ、ご指摘ありがとうございます。

○高野委員 聞いてよかったです。ありがとうございます。

○平岡委員長 よろしいでしょうか。

それでは、あとオンラインでご参加の山田委員からご発言の申出がありましたので、お願いいたします。

○山田委員 本当に栃本副委員長をはじめとして、すばらしい報告書をまとめていただき本当にありがとうございます。

その上で、異議というよりも、少しコメントを、最近の私の調査研究に基づくコメント

をさせていただければと思います。

多分、私のような高齢者というものが想像できないくらいのスピードで、今、社会の変化が進んでいるのではないかというふうに実感しております。

43ページにも書いていただいたんですけれども、いわゆる対面ではない仮想コミュニティとかオンラインでのつながりというものが、多分、今、想像以上に広がっているんだと思います。その点を今後課題にしていくのが必要かなというふうに思っております。

さらに、孤立対策に関してですけれども、最近、中高年向けのマッチングアプリ会社の人とお話をいたしましたら、何とマッチングアプリを孤立・孤独対策として活用できないかどうかという相談も受けたこともあります。いわゆる地域で活動するよりも、独身の一人暮らしの方が結婚まで至らなくても、デートするだけで生き生きとして元気になるというような声がたくさん寄せられているそうなんです。もちろん自治体ができるというわけではないでしょうけども、そういうことも必要になってくるのかなというふうな気がいたしております。

あとは、AI、最近AIの使用、私の友人の75歳の人も、もう地域社会に相談するのよりもAIに相談したほうが早くて正確だというふうな方もいらっしゃいます。今後、そういうことも増えてくるのではないかと思いますので、今後の課題として頭の片隅に入れていただけたらありがたいと思います。

調査等で欠席が多くて申し訳ございませんでした。以上です。

〇栃本副委員長 ありがとうございます。

今、ご指摘を受けた、言及していただいたものについては、意見具申本文の中で詳細に書いております。

また、特に今回、今日はリアルではいらっしゃらないかもしれませんが、一橋大学の檜山先生がそのご専門でもありますので、かなり活発にそれらの議論、AIまた仮想空間におけるどういう形で支援するのか、またアプリの議論についても詳細に行いました。それも書いております。

あと、「付属文書」の中にもそれを書いております。また、アプリを入れて、その話は長くなっちゃうとあれなんですけど、アプリを入れて、それをエビデンスとして使えるようにする。国はNDBとかナショナルデータとかについては社会保険診療報酬支払基金に私書箱的に全部蓄積していくという作業が行われているわけなんですけど、介護についてはなかなかそれは難しいというのがありますよね。介護データについては。

ただ、ビッグデータとか、そういう形でそれが進んでいますよね。それとアプリをつなげるという形で健康を増進したり、また自分たちのやりたいことが実現できるようなものを見いだすことができるような形、また老人クラブのことを話しましたが、これは名称変更についてさっきお話しした次第なんですけど、これについてもアプリを使う。アプリを使って、今、高齢者は地域を越えて交流することもありますよね。自分たちの地域の中にとどめるという時代じゃないですよ。

したがって、アプリを入れるといろんな形でそれが活用できて、それが紐づいて、紐づけというのはあまり言葉で最近使われませんが、そういうこともできるようなことについても言及しているということで、施策者側から見ての科学化、エビデンスに基づいた施策の展開にも、また個人の側から見ても、自分たち自身の健康の促進にもつながるし、そういうことについてもかなり議論して書かせていただいています。しかし、どうもありがとうございました。

また、今、ご発言頂戴しましたので、前期の、つまり前の期の意見具申について山田先生がすごく一生懸命、熱心に作られました。非常に重要な指摘を受けました。それらを踏まえて、先ほど少し述べたかもしれませんが、それらを前提にして我々は議論したということであります。一言付け加えさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○平岡委員長 山田委員、ありがとうございます。それでは、駒村委員からご発言の申出がありましたので、お願いいたします。

○駒村委員 大変包括的で東京都の特性を踏まえた報告書になりまして、本当に起草委員の先生方にはお礼を申し上げたいと思います。

これは知事に提出するものであるというものの、やはり読んでもらった人に刺激を与えていかなければいけない部分もある、手がかりにしてもらわなければいけない部分もあるかなと思っています。

「商助」という言葉を、今回採用していただきまして大変ありがとうございます。東京は企業と連携する可能性がいろいろあるかと思います。また、中に、新しい中間支援組織だけではなくて、既存のものも使うんだということで、これも大変重要な指摘だったと思います。

その中で、シルバー人材センターと社協が言及されています。最近、シルバー人材セン

ター、都内に伺う用がありまして、利用者としてではないんですけれども、調査で伺う機会があったんですけれども、視察かもしれませんけども、あったんですけれども、様々創意工夫の余地があると。

文京区ではエルジョリコ、これは3月11日に始まったばかりなんですけれども、認知機能があってもシルバー人材センターでお仕事ができる仕組みを導入するという、こういう動きもあります。こういう動きをほかのシルバー人材センターもぜひ参考にさせていただいていくと。こういう新しいノウハウのプラットフォームみたいなものがどこかにあると、刺激をし合うと、従来のシルバー人材よりもさらに踏み込んだことをやっていく、働く場における意思決定支援の重要性みたいなものだ。

それから、社協においては、新日自が大きな負担になることが分かっています。先日も別件で、病院に対して、お一人様、認知機能が低下した人に病院の費用をお支払いするのにどうすればいいのかということで、大変社協も行政も負担を抱えていると。これに信用金庫が関わると、格段にうまくいくという話もあります。日本でも実例がありますので、そういう知恵、つまり自前でやるのではなくて、企業とうまく連携するという実例をどんどん紹介していく場もこれに併せて必要ではないかと思いました。

以上です。

○栃本副委員長 本当にありがとうございます。

さっき言いそびれたんですけど、これから非常に重要なのはアテンドサービスで、銀行なんかでもそこにアテンドする人がいるので、高齢者の方であるとか、操作法や記入の仕方など、また理解力が覚束ないこともありがちですが、それがいることによって銀行業務がつつがなく進んでいくということでもあるわけです。もちろん本人もああそうなのかということで、アテンドサービスがあることによって用が足せるということがあります。それがないともう駄目な社会にもなっていますね。

そして、その場合には、まさに銀行の中の高齢者のそういう方に対応するときに、社協マンが来るわけにいきませんので、当たり前ですけどね、銀行員の方が来られる方々について、それにふさわしい知見や姿勢、そしてコミュニケーションの力を持って対応されることが大切なわけです。そういった意味で、そういった文脈で言えば、オレンジプランの中で、日本で10人に1人は受講し、認知症について少し勉強した人がいることになっていますけど、そういった認知症サポーターは勉強するだけでそれで終わっちゃっていますよね。例えば、東京都がそういった方々にさらに研修や集まる機会をオンにして、追加の

お勉強というか、それをして、それでその人たちがつながるようにしたら、本当に高齢者や高齢者を支える家族の方、また認知症本人の方々に対して、単に国民の10人に1人が研修を受けましたという話で終わらせないことになります。東京都だったらそれを追加して学ぶ機会を与えて、それでその人たちが集うという形にすることによって、本当に戦力という言い方は変ですけど、なと思いますし、おっしゃるとおり、駒村先生が従来からおっしゃっていることですが、言わば従来の社会福祉の世界で考えられてきた公助・共助・自助ということだけではなくて、まさに商助というものは大都市ならではの重要で、非常に重要なポイントです。それに商助であるからこそ、イノベーティブなことというのがどんどんできていく世界になりますのでね。

それともう一つ、そういうのが共有されるべきだということによって、先ほど申し上げた知的共通基盤というものをつくり上げていくと。そうすることによって横展開で全部情報が共有できるようなことも言及しております。

駒村先生、ありがとうございました。

○平岡委員長 それでは、オンラインでご参加の青木委員、青木区長さん、ご発言をお願いいたします。

○青木（克）委員 すばらしい形でまとめていただきましてありがとうございます。

私たちは当然のことながら、こうした意見具申に基づいて具体的な施策をそれぞれで推進しなければならない立場なんですけども、ちょっとそこで一つお願いがあります。

葛飾区でも当然のことなんですけども、福祉、保健部門だけじゃなくて、住宅も、それから産業も、いろんな分野が一緒にやっていかなければならないことだと思っています。

今回も、東京都の方もそれぞれの分野の方が一緒に参加をいただいていますけども、ぜひこれを都と、それから区と市とそのほかで具体的なことを進めるに当たって、それぞれの違いはもちろんありますけども、全体としてしっかり進めていくための協議をする場もつくっていったらというふうに思っています。

何とかそれぞれの地区ごとの取組はもちろん、東京都全体としての取組についても、具体的な推進策として考えていくときに、また連携したり、調整をしたり、そういったことをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのようなご提案のような形で、この意見具申に盛り込まれている施策が実現につながっていくと大変素晴らしいことだなと思っています。この意見具申は都知事に対して提

出するものでありますが、内容を参考にさせていただいて、それぞれの区市町村において取り入れられるもの、参考にさせていただけるものは積極的に取り入れて検討していただいても結構かと思います。

ありがとうございました。

そのほかご意見、会場におられる委員の方、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、多様なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。そろそろ本日の議論をまとめさせていただきたいと思います。

それでは、この意見具申（案）を今期の当審議会の意見具申としてご承認いただき、小池知事宛てに提出したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○平岡委員長 異議がないということを確認させていただきました。

それでは、高崎福祉局長にただいま決定させていただいた意見具申をお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

（平岡委員長、高崎局長 意見具申手交場所に移動）

○平岡委員長 「人生１００年時代における東京の福祉施策のあり方」。

本審議会は標記について審議を重ねてきた結果、別紙のように意見を取りまとめたので、社会福祉法第７条第２項の規定に基づき、意見を具申する。

東京都社会福祉審議会委員長、平岡公一。

東京都知事、小池百合子殿。

どうぞよろしくお願いいたします。

（意見具申手交）

（平岡委員長、高崎局長 自席に移動）

○平岡委員長 それでは、高崎局長から一言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高崎福祉局長 改めまして、福祉局長の高崎でございます。

本日は、大変ご多忙の中、東京都社会福祉審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今、審議会の意見具申を拝受いたしました。平岡委員長、委員の皆様方には、この間、大変熱心なご議論をいただきまして、意見具申の取りまとめにご尽力いただいたことを改

めて感謝申し上げます。

とりわけ栃本分科会長をはじめ、起草委員会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、集中的なご議論をいただきまして、本意見具申はそうした議論が結実したものというふうに理解しております。改めまして、委員の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

ただいま平岡委員長から頂戴いたしました今期の意見具申は、「人生１００年時代における東京の福祉施策のあり方」についてというものでございます。人生１００年時代というのは、高齢者層だけでなく全ての世代に関わるものでございまして、誰もがどのような状況や環境におかれましても、最期まで安心して心豊かに自分らしく生きていける、そういうことができるということが重要であるというようなことで、様々な視点からいろいろなことが盛り込まれてございます。

世代間の関係につきましては、高齢者像を捉え直しまして、支える・支えられるの垣根を越えて、高齢者が次世代のために主体的に貢献することが重要であるといったご指摘もいただいております。

意見具申の「はじめに」でも触れられていましたが、多様な課題が顕在化しやすく、また生活しやすい東京であるからこそ、その解決に向けて先行的に取り組み、全国をリードしていかなければならないと思います。

来年度は、高齢者、それから障害者、障害児に関係します行政計画の改定の年となっております。それぞれの行政期間は概ね３年ぐらいという期間になりますけれども、本日、意見具申でお示ししていただきまして、中長期的な視点、それから、今、この場でも様々なご意見を頂戴しております。そういったものもご参考にしながら、計画の策定をしていけばと考えてございます。

最後になりましたけれども、この１年間にわたり熱心にご審議を賜りましたことを重ねて御礼申し上げます。今後とも引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけど、私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○平岡委員長 どうもありがとうございました。

恐れ入りますが、局長は公務によりここで退出されるということでございます。どうもありがとうございました。

(高崎局長退出)

○平岡委員長 それでは、ここで進行を事務局にお戻ししますので、連絡事項についてご

説明をお願いいたします。

○霜越政策推進担当課長 ありがとうございます。

事務局より連絡事項をお伝えさせていただきます。

本日配付いたしました資料ですけれども、紙でお配りしております意見具申（案）につきましては、後日郵送ですとか、4月開催予定の第24期の総会の場合にて、委員の皆様方へお渡しさせていただくとともに、東京都のホームページ上で公表させていただきます。

お帰りの際ですけれども、入庁証につきましては、1階のセキュリティーゲートに入庁証を入れますとゲートが開きますので、万一、ゲートが開かない等の事態がありましたら、お近くの警備員にお声かけいただければと思います。

お車でお越しの方は駐車券をお渡しいたしますので、事務局までお声かけいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○平岡委員長 これをもちまして今期の審議会は終了となります。3年間どうもありがとうございました。

（午後 5時32分 閉会）